

平成26年2月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)による改正前の厚生年金保険法による老齢年金(以下、単に「老齢年金」という。)の受給権者(以下「老齢年金の受給権者」あるいは単に「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B(以下「B」という。なお、当審査会は、Bを利害関係人に指定した。)があった。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条に規定する遺族と認められないため」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

1 老齢年金の受給権者が、昭和61年4月1日以後に死亡した場合についても、死亡当時その者によって生計を維持したその者の配偶者に厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の遺族厚生年金が支

給される(厚年法第58条第1項及び第59条第1項、60年改正法附則第72条、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第88条)。

2 そして、その者の配偶者については、厚年法第3条第2項において、婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む(以下、婚姻はしていないが事実上婚姻関係にある妻と同様の関係にある者を「内縁の妻」という。)とされている。老齢年金の受給権者に戸籍上届出のある妻のほか内縁の妻がある場合(以下、このような内縁の関係を「重婚的内縁関係」という。)については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、当該内縁の妻は、受給権者によって生計を維持していた事実のほか、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族年金を受給することができる配偶者に当たるものとされている(「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

3 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻であるBとの婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということであり、これが認められた場合に初めて、請求人と亡Aが、生計維持関係にあったか、否かという点が問題点となる。

第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、次の各事実が認められる。

(1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日、Bと婚姻の届出をした。2人の間には、長女C(昭和〇年〇月〇日生)、二女D(昭和〇年〇月〇日生)が出生した。

(2) 亡Aは請求人との間、E(昭和〇年〇月〇日生。以下「E」という。)

をもうけ、同〇年〇月〇日にEを認知した。

- (3) 亡Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇市〇〇〇-〇-〇（以下「〇〇の住居」という。）で、脳出血で死亡した。死亡届は、同居の親族であるEが届け出た。
- (4) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日以降は、B、C及びDと同じ〇〇区〇〇〇-〇-〇（以下、同所の住宅を「〇〇の住居」という。）に住民登録していたが、昭和〇年〇月〇日に単身、〇〇市に転出し、平成〇年〇月〇日に、〇〇市〇〇〇-〇に転入し、同年〇月〇日にはB、C及びDも同所に転入し、家族4人が同所に住所を定めていた（以下、同所の住宅を「〇〇の住居」という。）。なお、〇〇の住居では、亡Aの母Fも同居していた。亡Aは、昭和〇年〇月〇日、〇〇の住居から〇〇市〇〇〇-〇-〇（以下「〇〇の住居」という。）に転入し、その後平成〇年〇月〇日付で、〇〇の住居に住所変更する届出をし、同所において世帯主として住民登録した。
- (5) 請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇の住居から〇〇の住居に転入する旨の届を出し、亡A死亡時の登録住所地は、〇〇の住居である。同所において請求人は、世帯主として住民登録し、Eと同居している。
- (6) Bは、亡Aが〇〇の住居を去った後も、〇〇の住居で年老いたFと同居を続けて介護していた。亡A死亡時においては、BとDが〇〇の住居で同居していた。
- (7) 請求人が、本件遺族厚生年金裁定請求書に添付した「内縁関係申立書(内縁・同一世帯)」によれば、入籍しなかった理由として「戸籍上の妻がいたため」、生計維持・生計同一であった具体的な事実（いつから同居なのか、生活費等家計の負担割合、生活全般の一体化など）については「昭和〇年〇月現住所を一緒にするが、実際は〇年

ごろより同居、生活費、税金、国民健康保険料等、生活全般」との記載がある。

- (8) 保険者からの照会に対し、利害関係人代理人が提出した「別紙」と題する書面及び平成〇年〇月〇日付の意見書と題する書面によれば、要旨、以下の記載が認められる。
- ア 亡AとBの別居の理由は、亡Aに愛人ができたためである。
- イ 亡Aは、〇〇市〇〇〇に会社を設立した際に、家族（妻B、長女C（注：利害関係人代理人）、二女D、Aの実母F（以下「F」という。））と住んでいた、〇〇区〇〇の家（F所有）を出た。
- ウ 〇〇市〇〇〇の会社兼住宅と〇〇区〇〇〇の家とで、別居はしていたが、亡Aは、時々帰ってきており、家族を買物や旅行にも連れて行った。
- エ Bは、昭和〇年〇月〇日にFが亡くなるまで、自宅でFの面倒をみていた。
- オ 亡Aが平成〇年〇月に夫婦関係調整の調停申立てをしたため、家庭裁判所で離婚について話し合ったが、同年〇月、調停は不成立に終わり、亡AとBの間に、離婚についての合意はなかった。
- カ 亡AからBへの経済的援助はあった。具体的には、昭和〇年〇月にFが死亡したため、亡Aの兄弟で〇〇区〇〇〇のアパート（注：後記（11）記載の当該建物）を共同相続したが、亡Aが自らの賃料に対する持分相当分をBの生活費の足しにするようにBに渡してほしい旨、アパートの家賃収入を管理している亡Aの妹であるG（以下「G」という。）に申し出たため、平成〇年〇月から亡Aが亡くなった同〇年〇月まで、Gは、毎月Bの預金口座に亡Aの持分相当額（以下「賃料持分」という。）を入金した。（亡Aの上記申し出について、Gは、平成〇年〇月〇日、保

険者からの照会に対し同趣旨の回答をしている。)

キ Bは、平成〇年〇月までは、亡Aが経営する会社で働いていたためその給料を、平成〇年〇月から同〇年〇月までは、賃料持分とBの貯金等を、同年〇月からはBの年金と賃料持分を、それぞれ生活費として生活のすべてをまかっていた。

ク 亡Aの死亡については、葬儀が終わった平成〇年〇月〇日に、請求人から電話で知らされた。

(9) 離婚調停が不成立になった理由について、保険者が照会したところ、利害関係人代理人は、平成〇年〇月〇日、以下のとおり回答した。

調停員(注：調停委員)と話し合いを重ね、離婚という方向で話は進んでいました。認知症のため今のことが記憶できず、判断力も無くなっていましたが、長年持ち続けていた離婚はしたくないという感情だけは残っていたようで、結局離婚同意には至りませんでした。でも、それが本心だったのだと思います。

(10) Bの預金通帳における昭和〇年〇月〇日以降の入金状況は、平成〇年〇月までは定期的な入金認められないが、同年〇月〇日に〇万円の入金があり、それ以後同年中は、同月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同月〇日に、それぞれ〇万円ずつが入金され、この入金は、亡Aが死亡した日の〇か月後まで続いていた。

(11) 〇〇家庭裁判所〇〇支部平成〇年(家イ)第〇〇〇号夫婦関係調整調停申立事件において、申立人である亡Aの代理人弁護士Hが作成した平成〇年〇月〇日付準備書面(以下「本件準備書面」という。)によれば、「〇〇の土地及び同土地上の未登記建物の申立人(注：亡Aをいう。以下、この項に

おいて同じ。)の持分3分の1は、いずれも、申立人が昭和〇年〇月〇日申立人の実母より相続したものである。」と記載され、添付された「財産目録(申立人の現有財産)」には、「〇〇の土地(〇〇区〇〇〇丁目〇番地〇宅地〇〇.〇〇㎡)の持分3分の1、同地上の建物 未登記(以下、この未登記建物を「当該建物」という。)・持分3分の1 賃貸中、賃料は相手方(注：Bをいう。)が受け取っている。」と記載されている。

(12) 受給権者を亡A、不該当者をB、不該当となった日を昭和〇年〇月、不該当となった事由を「受給権者によって生計が維持されなくなった」と記載された「厚生年金保険加給年金額対象者不該当届」が、請求人による本件遺族厚生年金の裁定請求後の平成〇年〇月〇日に提出され、これが上記裁定請求の日である同年〇月〇日の日付で日本年金機構〇〇年金事務所受受理されている。

(13) 再審査請求時、請求人は当審査会に、〇〇〇税事務所長作成の当該建物の平成〇年度価格を証明する固定資産評価証明書(同年〇月〇日付)を提出した。それによれば、当該建物は、B及び亡Aの姉妹2名、計3名の共有とされている。また、請求人が同時に提出した、Bに係る昭和〇年分の所得税の確定申告及びその附属書類(税理士I作成)によれば、Bは、昭和〇年に、所在地を〇〇区〇〇〇ー〇ー〇とする家作から、家賃収入(2名の賃借人から、それぞれ年間〇万円及び年間〇万円の合計〇万円)の3分の1の〇万円を得ていることが認められる。

(14) 審理期日において、再審査請求代理人は、当該建物について、「未登記だった関係もあって、Bさんとの間の離婚調停のときには、H弁護士が付いて調停で離婚調停に書面を出しておりますけど、そのときはその未登記建物について、所有権がどこにあるのか十

分な登記がないので確認ができなかったもので、当然、FさんからAさんが相続したものであろうという前提のことを財産分与との関係の所で記載されておりすけれども。その後いろいろ分からないことがあって遺留分減殺等も請求を受けた段階でよく調べたところ、これは、そもそもBさんのほうに名義が入っていて、未登記建物なので固定資産税の評価証明書に名義が入るんですけど。そちらのほうにBさんの名義が入っていたということで、おそらく推測としては、Fさんが生前、最後は同居するような形で世話になっていたBさんのほうに、自分の建物の本来ならばAさんが相続であろう持ち分部分を、感謝の気持ちで差し上げていたというのが一番、そのぐらいしかなぜBさんの名義になっていたのかは、それ以外にはちょっと考えられないので…」と陳述し、しかし、併せて、Bが自らの収入として確定申告をしていることから、亡Aが、共有する物件の家賃を、Bに対する経済的援助で送っていたものではないと主張する旨陳述した。

- (15) 審理期日において、利害関係人代理人は、「母（注：Bをいう。）がアパートの所有者だったということは、今回、遺留分減殺請求をしたときに調べて初めて知ったことで、父（注：亡Aをいう。）も知らなかったと思う。叔母も知りませんでした。〇〇の〇税事務所について調べたんですけども。結局書類が何かもう残ってないということで分からなかったんですが、母の持分だということは誰も知らなかったんですね。であったから、叔母は当然と思って母に送ってきていたんですが。母が確定申告をしていたのは、父から家賃分をもらっていると思って自分が家賃収入があると思ったので誤解して確定申告しなくてよかったのをしていたんです。…」と陳述した。

2 法律上の婚姻関係にある妻が、夫と事

実上婚姻関係を解消することを合意した上、長期間別居し、夫から妻に対して経済的給付がなされているとしても、それが事実上の離婚給付としての性格を有するものと認められ、夫としては、別居以後は共同生活を伴う婚姻関係を維持しようとする意思を放棄したと認められること等の事実が認められる場合には、その婚姻関係は実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して、一方では、夫が他の女性と事実上の婚姻関係にある場合には、当該夫と妻が事実上の離婚状態にあったといえるから、当該妻は厚年法第59条第1項の配偶者には当たらないと解するのが相当であり（最高裁判所昭和54年（行ツ）第109号同58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270頁参照）、上記にいう事実上の離婚状態とは、夫と重婚的内縁関係にある者との関係が密接であるために反射的に戸籍上の妻との関係が疎遠になっている状態をいうのではなく、夫と戸籍上の妻との間に婚姻関係を解消することについての合意があり、経済的給付も事実上の離婚給付としての性格を有することなど、双方の積極的な意思が合致して事実上の離婚状態を作り上げているということでなければならぬといべきである。

- 3 上記認定基準では、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」とは、① 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届け出をしていないとき、② 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるとし、また、前記②の「夫婦としての共同生活の状態にない」といいうるためには、以下のアないシウの要件をすべて満たすこととしているところ、当審査会としてもこれを

相当と解する。

ア 当事者が住居を異にすること

イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと

ウ 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと

そして、この「夫婦としての共同生活の状態にない」ことが「一方の悪意の遺棄によること」を要するのであるが、この「悪意の遺棄」は、民法第770条第1項第2号が定める離婚原因としての「悪意の遺棄」と同義と解されるところ、ここにいう悪意とは民法をはじめとする民事関連法における通常の用例とは異なり、倫理的な意味を持つものであり、換言すれば、夫婦共同生活ができなくなる事実を知っているだけではなく、その事実を認容する意思を伴うことを要すると解するのが相当であり、遺棄は一言でいえば、婚姻関係、すなわち夫婦共同体の本質として要求される同居、協力及び扶助義務の違反であるが、その義務違反により、婚姻関係が破綻することを知りながら、これを認容する意思の下に行われた遺棄でなければならないものと解するのが相当である。

4 以上に基づいて、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 亡AとBとの婚姻関係の形骸化について

上記認定基準によれば、「届出による婚姻関係がその実体をまったく失ったものとなっているとき」とは、①当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届け出をしていないとき、②一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるところ、これを本件について見ると、亡AとB

の間に離婚の合意はなかったのであるから、上記①に該当するということができない。上記②に該当するか否かについてみると、亡Aは、昭和〇年〇月にFが死亡したため、三兄妹で当該建物を相続したが、自らの受け取り分をBの生活費の足しにするようにBに渡してほしい旨Gに申し出、その申し出を受けてGは、平成〇年〇月から亡Aが亡くなった同〇年〇月まで、毎月Bの預金口座に亡Aの受け取り分家賃を入金し、Bはそこからカードで引き出し、生活費としてきたと利害関係人代理人は述べている。

これに対し、請求人は、当該建物は、亡Aが共有持分を有するのではなく、BがFから生前贈与を受け、昭和〇年以前からその家賃収入を不動産所得として申告していたのであり、亡Aからの経済的援助には当たらない旨主張する。そして、審理期日において、請求人代理人も、なぜ当該建物の3分の1がBの名義になっていたかは不明で、Fが感謝の気持ちから生前贈与したのではないかと推測するしかなく、利害関係人代理人も、Bが当該建物の共有名義者であったことは、今回初めて知ったことであり、叔母（G）も知らなかったのが当然のこととして、Bに毎月家賃分を送金した旨陳述しており、また、亡Aの代理人弁護士により作成された本件準備書面においても、当該建物の3分の1は亡Aの財産であり、賃料はBが受け取っている旨、明確に記載されているし、実際、Bの預金通帳に定期的な入金を開始されたのは、Fの死亡後のことであり、当該建物がBに生前贈与されていたとする原因証書等の資料はないし、未登記建物であることからして、登記原因からこれを探求することはできないことをも考慮すると、亡Aを含め、周りの人々すべてが、「亡Aは、自身が受け取るべき賃賃料をBに渡していた」と理解していたと認めることができるのであ

り、それは、結果的には誤解といわざるを得ないが、上記の事実関係からは、そのような理解は至極自然なものであると解することができる。

そして、本件準備書面によると、亡Aは、昭和○年○月に、土木建設請負を目的とするa社（以下「a社」という。）を設立して代表取締役役に就任していたこと、a社は平成○年○月○日に解散したこと、Bは、実質的にa社の経営に関与することはなかったが、その取締役役に就任していたことを主張しており、本件手続の全趣旨によると、これらの事実を優に認定することができる。Bの昭和○年分所得税確定申告書によると、Bの職業は「会社役員」、屋号、商号は「a社」、世帯主は「A」、世帯主との続柄は「夫」と記載されていること、Bの所得としては、当該建物を含む不動産に係る不動産所得のほか給与所得があり、昭和○年にはa社から○万円の給与の支払いを受けていたことが認められる。

また、本件記録によると、当該建物は、○○区○○○丁目○番○宅地○.○平方メートル（以下「旧○番○の土地」という。）に所在していたこと、旧○番○の土地はFの所有で、F所有の未登記建物（昭和○年○月○日に新築されたものであるが、F死亡後の平成○年○月○日に亡Aら3兄妹が共有名義で所有権保存登記をし、家屋番号○番○の○の建物となった。以下（以下「本件旧建物」という。）も所在していたが、Fの死亡により、旧○番○の土地及び本件旧建物は、亡Aら2兄妹が各3分の1ずつの割合で相続したこと、本件旧建物は平成○年○月に取り壊され、亡Aら3兄妹は、平成○年○月○日に旧○番○の土地を同所○番○宅地○.○平方メートル（以下「分筆後の○番○の土地」という。）、同所○番○宅地○.○平方メートル及び同所○番○宅地○.○平方メートルに分筆した上、分筆後の○番○の土地を除

く各土地を売却処分したことが認められる。

さらに、Bは、○○の住居でFを介護して孝養を尽くしたのであり、亡Aは、別居後もBをa社の取締役として役員給与を支給することにより、その生活の安定を図る手立てを講じるとともに、Fの老後の介護を妻であるBに託していたということができ、○○の住居の敷地を売却処分するに際して分筆後の○番○の土地を分筆残地として残したのは、同土地の当該建物から家賃収入を得ているBが困らないようにした配慮と理解することができるのであって、以上の事情に、AがBを自らの老齢厚生年金の加給年金対象者として届出しており、これをその死亡まで変更することなく維持していたことなどを総合して考慮すると、亡AがBを悪意で遺棄したとの事実を認めるに足りないというべきであり、もとより、Bが亡Aを悪意で遺棄した事実も認められないから、亡AとBとの間の法律上の婚姻関係について、「一方の悪意の遺棄により夫婦としての共同生活の状態にない」ものとなっていたとは認めることができない。したがって、亡Aの死亡時において、同人とBとの届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなり、形骸化していたとは認められない。

(2) そして、認定基準によれば、重婚の内縁関係の場合においては、婚姻の成立が届出により法律上の効果を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、したがって、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にあるものを事実婚姻関係にある者として認定することとされているのであるから、その余の点について判断するまでもなく、請求人は、亡Aに係る遺族厚生年金を受給することができる亡Aの配偶者に当たるといえることはできな

い。

- 5 以上の認定及び判断の結果によると、請求人の本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。